

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,558,330,910	19,082,890,448	432,506,027	18,650,384,421
	機 械 及 び 装 置	40,459,522,460	39,698,491,862	591,495,909	39,106,995,953
	船 舶	393,547,154	225,916,506	145,462,988	80,453,518
	航 空 機	27,042,304	26,921,784	241,043	26,680,741
	車 両 及 び 運 搬 具	464,394,371	458,634,505	5,429,532	453,204,973
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	14,317,766,936	14,281,099,550	53,254,987	14,227,844,563
	小 計 (ハ)	75,220,604,135	73,773,954,655	1,228,390,486	72,545,564,169
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,359,906,914	35,895,953,868	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,413,050,407	1,990,087,561	-	-
	小 計 (ニ)	42,772,957,321	37,886,041,429	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	465,442,910	441,482,105	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	118,459,004,366	112,101,478,189	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	111,903,913,712	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	197,564,477	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,030,457,660	6,911,671,331	107,940,805	6,803,730,526
	機 械 及 び 装 置	7,964,901,081	7,742,905,342	194,746,326	7,548,159,016
	船 舶	104,367,351	67,294,503	36,272,101	31,022,402
	航 空 機	10,737,105	10,678,408	117,393	10,561,015
	車 両 及 び 運 搬 具	125,936,593	121,702,326	4,251,573	117,450,753
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,603,760,772	5,589,387,714	34,692,554	5,554,695,160
	小 計 (ハ)	20,840,160,562	20,443,639,624	378,020,752	20,065,618,872
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,400,350,925	8,473,149,580	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	278,445,645	246,730,438	-	-
	小 計 (ニ)	9,678,796,570	8,719,880,018	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,518,957,132	29,163,519,642	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	29,163,519,642	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,772,826,809	10,475,115,234	272,465,041	10,202,650,193
	機 械 及 び 装 置	28,068,305,578	27,613,064,290	333,132,553	27,279,931,737
	船 舶	235,141,498	129,188,017	88,011,196	41,176,821
	航 空 機	8,913,422	8,891,559	43,728	8,847,831
	車 両 及 び 運 搬 具	286,481,840	285,028,535	1,116,483	283,912,052
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,757,533,722	7,741,415,567	13,880,274	7,727,535,293
	小 計 (ハ)	47,129,202,869	46,252,703,202	708,649,275	45,544,053,927
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,132,174,511	20,384,752,460	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,251,997,392	933,692,390	-	-
	小 計 (ニ)	24,384,171,903	21,318,444,850	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	289,033,252	278,906,868	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	71,802,408,024	67,850,054,920	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	67,850,054,920	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,755,046,441	1,696,103,883	52,100,181	1,644,003,702
	機 械 及 び 装 置	4,426,315,801	4,342,522,230	63,617,030	4,278,905,200
	船 舶	54,038,305	29,433,986	21,179,691	8,254,295
	航 空 機	7,391,777	7,351,817	79,922	7,271,895
	車 両 及 び 運 搬 具	51,975,938	51,903,644	61,476	51,842,168
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	956,472,442	950,296,269	4,682,159	945,614,110
	小 計 (ハ)	7,251,240,704	7,077,611,829	141,720,459	6,935,891,370
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,827,381,478	7,038,051,828	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	882,607,370	809,664,733	-	-
	小 計 (ニ)	8,709,988,848	7,847,716,561	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	176,409,658	162,575,237	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	16,137,639,210	15,087,903,627	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,890,339,150	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	197,564,477	-	-

② 個人計
 (1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	684,538,637	682,273,393	3,109,699	679,163,694
	機 械 及 び 装 置	299,167,674	298,879,187	269,503	298,609,684
	船 舶	49,292,719	25,838,774	22,204,196	3,634,578
	航 空 機	26,820	26,820	-	26,820
	車 両 及 び 運 搬 具	8,343,285	8,338,607	5,114	8,333,493
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	252,665,500	252,627,560	32,741	252,594,819
	小 計 (ハ)	1,294,034,635	1,267,984,341	25,621,253	1,242,363,088
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	3,853,936	16,695,080	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	12,692	2,115	-	-
	小 計 (ニ)	3,866,628	16,697,195	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,297,901,263	1,284,681,536	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,284,681,536	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	236,654,595	236,645,821	3,746	236,642,075
	機 械 及 び 装 置	54,777,282	54,771,312	13,556	54,757,756
	船 舶	2,035,879	1,308,794	757,181	551,613
	航 空 機	8,821	8,821	-	8,821
	車 両 及 び 運 搬 具	296,361	296,362	-	296,362
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	84,286,688	84,286,095	1,281	84,284,814
	小 計 (ハ)	378,059,626	377,317,205	775,764	376,541,441
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	-	-	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	378,059,626	377,317,205	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	377,317,205	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	359,502,360	358,905,927	648,790	358,257,137
	機 械 及 び 装 置	158,841,402	158,659,250	125,807	158,533,443
	船 舶	29,688,142	15,445,324	13,474,205	1,971,119
	航 空 機	17,689	17,689	-	17,689
	車 両 及 び 運 搬 具	3,647,809	3,646,162	2,083	3,644,079
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	145,277,282	145,256,842	15,222	145,241,620
	小 計 (ハ)	696,974,684	681,931,194	14,266,107	667,665,087
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	2,955,317	16,024,230	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	2,955,317	16,024,230	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	699,930,001	697,955,424	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	697,955,424	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	88,381,682	86,721,645	2,457,163	84,264,482
	機 械 及 び 装 置	85,548,990	85,448,625	130,140	85,318,485
	船 舶	17,568,698	9,084,656	7,972,810	1,111,846
	航 空 機	310	310	-	310
	車 両 及 び 運 搬 具	4,399,115	4,396,083	3,031	4,393,052
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	23,101,530	23,084,623	16,238	23,068,385
	小 計 (ハ)	219,000,325	208,735,942	10,579,382	198,156,560
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	898,619	670,850	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	12,692	2,115	-	-
	小 計 (ニ)	911,311	672,965	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	219,911,636	209,408,907	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	209,408,907	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	18,873,792,273	18,400,617,055	429,396,328	17,971,220,727
	機 械 及 び 装 置	40,160,354,785	39,399,612,674	591,226,406	38,808,386,268
	船 舶	344,254,435	200,077,733	123,258,792	76,818,941
	航 空 機	27,015,484	26,894,964	241,043	26,653,921
	車 両 及 び 運 搬 具	456,051,086	450,295,898	5,424,418	444,871,480
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	14,065,101,436	14,028,471,990	53,222,246	13,975,249,744
	小 計 (ハ)	73,926,569,499	72,505,970,314	1,202,769,233	71,303,201,081
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,356,052,978	35,879,258,788	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,413,037,715	1,990,085,446	-	-
	小 計 (ニ)	42,769,090,693	37,869,344,234	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	465,442,910	441,482,105	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	117,161,103,102	110,816,796,653	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	110,619,232,176	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	197,564,477	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,793,803,065	6,675,025,510	107,937,059	6,567,088,451
	機 械 及 び 装 置	7,910,123,799	7,688,134,030	194,732,770	7,493,401,260
	船 舶	102,331,472	65,985,709	35,514,920	30,470,789
	航 空 機	10,728,284	10,669,587	117,393	10,552,194
	車 両 及 び 運 搬 具	125,640,232	121,405,964	4,251,573	117,154,391
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,519,474,084	5,505,101,619	34,691,273	5,470,410,346
	小 計 (ハ)	20,462,100,936	20,066,322,419	377,244,988	19,689,077,431
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,400,350,925	8,473,149,580	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	278,445,645	246,730,438	-	-
	小 計 (ニ)	9,678,796,570	8,719,880,018	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,140,897,506	28,786,202,437	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,786,202,437	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,413,324,449	10,116,209,307	271,816,251	9,844,393,056
	機 械 及 び 装 置	27,909,464,175	27,454,405,039	333,006,746	27,121,398,293
	船 舶	205,453,356	113,742,694	74,536,991	39,205,703
	航 空 機	8,895,733	8,873,870	43,728	8,830,142
	車 両 及 び 運 搬 具	282,834,031	281,382,373	1,114,400	280,267,973
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,612,256,440	7,596,158,725	13,865,052	7,582,293,673
	小 計 (ハ)	46,432,228,184	45,570,772,008	694,383,168	44,876,388,840
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,129,219,194	20,368,728,230	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,251,997,392	933,692,390	-	-
	小 計 (ニ)	24,381,216,586	21,302,420,620	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	289,033,252	278,906,868	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	71,102,478,022	67,152,099,496	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	67,152,099,496	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,666,664,759	1,609,382,238	49,643,018	1,559,739,220
	機 械 及 び 装 置	4,340,766,811	4,257,073,605	63,486,890	4,193,586,715
	船 舶	36,469,607	20,349,330	13,206,881	7,142,449
	航 空 機	7,391,467	7,351,507	79,922	7,271,585
	車 両 及 び 運 搬 具	47,576,823	47,507,561	58,445	47,449,116
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	933,370,912	927,211,646	4,665,921	922,545,725
	小 計 (ハ)	7,032,240,379	6,868,875,887	131,141,077	6,737,734,810
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,826,482,859	7,037,380,978	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	882,594,678	809,662,618	-	-
	小 計 (ニ)	8,709,077,537	7,847,043,596	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	176,409,658	162,575,237	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,917,727,574	14,878,494,720	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,680,930,243	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	197,564,477	-	-